

京都市告示第 24 号

介護保険法第70条第1項、第79条第1項及び第115条の2第1項の規定により、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成24年4月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人 京都社会事業財団（会長 松原 義人）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市西京区山田平尾町17番地

3 事業所の名称

ライフ・イン京都、ライフ・イン京都居宅介護支援事業所

4 事業所の所在地

京都府京都市西京区山田平尾町46番地の2

5 指定する事業の種類

特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、介護予防特定施設入居者生活介護

6 指定年月日

平成24年4月1日

7 介護保険事業所番号

2674000704

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)